

北本市子どもの権利に関する行動計画の全体構成案（目次案）

	備考(条例との主な対応)
第1章 計画の策定にあたって 第1節 計画策定の趣旨 第2節 計画の位置づけと計画期間 第3節 計画の対象・用語の定義 第4節 計画策定の体制	
第2章 本市の子どもを取り巻く状況 第1節 統計データでみる子どもの状況 第2節 アンケート調査結果にみる子どもの状況 第3節 子どもの権利をめぐる課題の解決に向けて	
第3章 計画の基本的な考え方 第1節 計画の基本理念 第2節 子どもの権利の内容 第3節 基本目標 第4節 施策の体系 第5節 重点施策	総則第3条
第4章 施策の展開 基本目標1 子どもの権利に関する普及啓発 基本目標2 子ども自身の意見表明・社会参加の確保 基本目標3 虐待・体罰・いじめの防止への取組 基本目標4 特別な配慮が必要な子どもとその保護者への支援 基本目標5 成長と発達に資する支援 基本目標6 子どもの権利を守る仕組みづくり 基本目標7 子どもの権利に関する相談・救済	15条(+6条*) 16条(+17条*) 18条 19条 20条 12~14条 21~34条
第5章 計画の推進 1 各主体の役割（市、保護者、子ども関係施設、市民の役割） 2 計画の推進体制（子どもの権利に関する関係機関等の連携、協働） 3 計画の進行管理（子どもの権利委員会）	4条 5条 36~38条
資料編 1 北本市子どもの権利に関する条例 2 北本市子どもの権利に関する条例施行規則 3 北本市子どもの権利に関する行動計画策定会議設置規程 4 子どもの権利委員会委員名簿 5 策定経過 6 用語集	

* 6条:「子どもの権利の日」イベント

* 17条:「きたもと子ども会議」の設置